

「新自治区制度」等についての修正と説明（案）

浜田市長

先般、平成 26 年 11 月 10 日付けの「今後の自治区制度についての方針」において、私の考えを述べさせていただきました。これは、これまでの市民の皆様からのご意見を踏まえ、今後の自治区制度についての基本的な方向性をお示しさせていただいたものですが、その後、多くの皆様からご意見やご質問をいただきました。

このたび、これらのご意見等を踏まえ、「新自治区制度」等の表現を一部修正させていただき、あらためて考え方を述べさせていただきますので、皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

1 「新自治区制度」導入の目的について

「新自治区制度」導入につきましては、今後の厳しい財政見通しを踏まえ、やむを得ず財政規模を縮小せざるを得ない状況であることから、現行の「浜田那賀方式自治区制度」を見直し、平成 28 年度から 4 年間の「新自治区制度」を導入する考えです。

なお、将来的には、①国の財政優遇（合併特例債や普通交付税の優遇）が廃止されると、維持・存続させることは困難であること、②全国の市町村の大半は、自治区制度によらない地域づくりに取り組んでいること、を踏まえれば、自治区制度によらないまちづくりをせざるを得ないと考えています。

今後、「新自治区制度」として制度を継続し、この間に、地域振興の仕組みづくりや住民自治組織の再構築など、自治区制度によらないまちづくりの仕組みを構築したいと考えております。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

2 「新自治区制度」について

<p>① 制度</p>	<p>現行の「浜田那賀方式自治区制度」を見直し、「新自治区制度」として平成 28 年 4 月から 4 年間導入する。</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行と同様に 5 自治区を設置し、引き続き、「地域の個性を活かしたまちづくり」を推進する。
<p>② 自治区長</p>	<p>現行の自治区長は置かず、旧那賀郡 4 自治区担当の「副市長（1 名）」を配置する。 （平成 28 年 4 月から副市長 2 名体制）</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧那賀郡 4 自治区担当の副市長は、4 自治区の各地域協議会へ出席するなど、各自治区の実情を踏まえて自治区のまちづくりを推進する。 ・ 各支所に副市長室を設け、各支所での執務も行う。
<p>③ 地域協議会</p>	<p>現行と同様に 5 自治区に設置する。 また、委員数も現行と同様に各 15 人以内とする。</p>
<p>説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在と同様、地域振興基金の活用や自治区の重要施策等について審議する。ただし、自治区長の推薦に関する事項を除く。 ・ 地域振興支援に関する事項（まちづくり総合交付金後継事業や中山間地域活性化の支援策等）について意見を述べる。 ・ 合同会議や正副会長会議を開催し、「一体的なまちづくり」に向けた自治区間の情報交換や意見交換を行う。

④ 地域振興基金	運用方法を見直して存続する。
説明	<ul style="list-style-type: none"> 各自治区事業及び中山間地域（浜田自治区の中山間地域を含む）の活性化のために活用する。 運用方法は、平成 27 年上期までに各自治区長を中心に協議して定める。 活用案としては、基金残額（約 19 億円）の概ね 2 分の 1 は、中山間地域の活性化のための共通事業で活用し、残りは各自治区事業で活用する。 〔共通事業の活用案〕 鳥獣被害対策、耕作放棄地対策、農林業振興など
⑤ 投資的経費枠	各自治区の「投資的経費枠」は設定しないが、旧那賀郡 4 自治区の投資的経費を確保する。
説明	<ul style="list-style-type: none"> 旧那賀郡 4 自治区の投資的経費として、4 年間で約 50 億円（一般財源と地方債の額ベース）を確保する。 このほか、新たに各支所長の判断で使える緊急的な維持補修等の予算（各支所概ね年間 500 万円程度）を確保する。
⑥ 本庁・支所体制	支所 3 部門体制を基本としつつ、災害時の対応に配慮した組織体制を講じる。
説明	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月から「支所 3 部門体制」（平均 20 人体制）とし、災害時に対応できる体制を整える。（下表を参照） 平成 27 年 4 月から本庁に「支所支援担当係」（仮称）を設置し、各自治区の地域振興について企画・支援する。
⑦ 設置期間	平成 28 年度から平成 31 年度まで（4 年間）とする。 （その後、新自治区制度は終了する。） ただし、現行制度は、平成 17 年 10 月から平成 27 年度（平成 28 年 3 月 31 日）まで（約 10 年半）とする。

〔参考〕支所 3 部門体制（案）

担当課名(仮称)	主な業務	職員数
① 防災自治課	防災・防犯、地域振興、教育、管理部門など	平均 20 人
② 市民福祉課	住民票発行や福祉、環境など	
③ 産業建設課	産業振興や道路関係など	

※「職員数」の平均 20 人には管理職を含む。

また、技術職（保健師、土木技師等）は別途配置する。

3 今後 5 年間における取組

今後も各地域が永続的に発展していくためには、地域の個性を活かし、地域の皆さんと行政が一体となった取組が必要だと考えます。

今後 5 年間において、地域の状況に応じた振興策や仕組みづくりなど、次の 6 点を重点に取り組んでまいります。

(1) 地域の個性を活かしたまちづくり施策の推進

「地域の個性を活かしたまちづくり」の施策が着実に実施できるよう、自治区ごとに振興計画を作成し、その進捗状況を定期的に関示・報告するなど、地域の皆さんと情報共有しながら施策を進めます。

(2) 住民自治組織への支援の充実

今後、さらに地域の皆さんが自主的に活動していただけるよう、地区まちづくり推進委員会などの住民自治組織への支援に努め、あわせて地域リーダーの育成支援に取り組めます。

また、「まちづくり総合交付金事業」の後継事業などを検討し、地域の状況に応じた支援事業を実施します。

(3) 地域の皆さんの声を市政に反映する仕組みづくり

地域協議会に加え、地域の皆さんからのご意見を伺う場として、「タウンミーティング」（市民の皆さんとの対話集会）の開催や、「地域の声提案制度（仮称）」の創設などを検討します。

(4) 地元企業等における事業機会の確保

地元企業等の事業機会を確保するため、学校給食センターでの地元食材の利用等、地域資源を積極的に活用する「地域資源活用推進条例」（仮称）を制定します。〔制定時期は平成 27 年度中を予定〕

(5) 安全で安心して暮らせる防災体制の強化

平成 27 年度からの支所 3 部門体制に伴い、各支所に「防災自治課」（仮称）を設置し、災害時の迅速な職員対応ができる体制を構築します。

(6) 支所支援体制の強化

平成 27 年度からの支所 3 部門体制に伴い、各自治区の地域振興を支援するため、本庁の地域政策部内に「支所支援担当係」（仮称）を設置します。